

世界農業遺産「清流長良川の鮎」体感モデルツアー業務委託 質問及び回答

令和3年4月15日

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

【受付番号1】

質問項目	仕様書【参加費の徴収】について
内 容	ツアーの手土産として「清流長良川の恵みの逸品」を参加者へ配布する場合、それに係る費用は業務の経費として計上すべきですか。それとも、参加者から徴収する参加費に含めるべきですか。
回 答	参加者に対し手土産を配布する場合には、その費用は参加者から徴収する参加費に含めてください。